

重 要 事 項 説 明 書

1、施設の名称および所在地等

名 称：松田病院介護医療院（事業所番号 34B0200069）
種 別：介護医療院施設
所在地：広島市佐伯区五日市中央1-1-32
電 話：082-923-1116
FAX：082-921-5599
院長：山田 充宏

2、施設の目的

要介護状態にある利用者に対し、適切な介護医療院施設サービスの提供を目的としています。

3、施設の運営方針

- ①要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、一定の医学的管理下における介護、その他の介護および機能訓練その他の必要な医療を提供します。
- ②施設運営にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村・地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図ります。

4、介護医療院施設サービスの内容

- (1)療養上の管理
- (2)看護
- (3)食事・入浴・排泄・更衣整容等の介護
- (4)機能訓練その他必要な医療

5、利用料その他の費用の額

①介護保険給付対象サービスの利用料

厚生労働大臣の定める基準により算定し、その1割が利用者負担額となります。保険料の滞納等により事業者により直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用料全額をお支払い下さい。利用料のお支払いと引換にサービス提供証明書と領収書を発行します。これらは後に利用料の償還払いを受ける際に必要となります。

サービスの種類		日 額
Ⅱ型介護医療院施設サービス(I)(ii) 利用者負担額	要介護1	¥786
	要介護2	¥883
	要介護3	¥1,092
	要介護4	¥1,181
	要介護5	¥1,261
特定診療費	指導管理・理学療法・摂食機能療法等に係る費用の1割	

上記以外に入院後30日間のみ1日30円の初期入所加算があります。

②保険給付対象外サービスの利用料

種類	単価(税別)	内容
食費(1日につき)	¥1,445	
居住費(多床室・1日につき)	¥437	
個室(1日につき)	¥1,640	
寝間着利用料(1日につき)	¥100	
日用雑貨消耗品費(1日につき)	¥150	入浴備品、歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュ等の費用です。
衛生品リース代(1日につき)	¥320	食事に必要なエプロン、タオル、バスタオル等
洗濯代 (1点につき)	バスタオル	¥150
	タオル	¥50
	タオルケット	¥400
	毛布(小)	¥200
	パジャマ上・下	¥200
	トレーナー上・下	¥200
	つなぎ服	¥400
	ズボン・スカート	¥200
	肌着・下着	¥100
	食事用エプロン	¥50
	ミトン(1枚)	¥50
靴下・ハンカチ	¥50	
教養娯楽費(1回につき)	実費	特別なレクレーションを行った場合に徴収させていただきます。

理髪は希望があれば訪問美容室によるサービスがご利用いただけます、利用料は要した費用の実費をご負担いただきます。

お願い

- ・衛生管理上、洗濯物の2日以上溜め置きはお断りいたします。

6、施設の職員体制

- (1) 医師 常勤 1 名
- (2) 薬剤師 常勤 1 名
- (3) 管理栄養士 常勤 1 名
- (4) 看護職員 常勤換算 10 名
- (5) 介護職員 常勤換算 15 名
- (6) 介護支援専門員 常勤換算 2 名

但し、介護医療院施設の基準を満たす範囲内で、必要に応じて変更することがあります。

7、病棟職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	
看護職員	早出	7 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0
	日勤	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
	遅出	1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0
	夜勤	1 7 : 0 0 ~ 9 : 0 0
介護職員	早出	7 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0
	日勤	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
	遅出	1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0
	夜勤	1 7 : 0 0 ~ 9 : 0 0

8、利用者の定員

介護医療院施設サービスに係る定員 60 名

9、事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・家族等に連絡するなどの必要な措置を講じます。また、事業所に賠償責任が生じた場合は適切な損害賠償を速やかに行います。

10、苦情等への対応

当施設のサービスについてのご不明な点や疑問・苦情等は、担当・浜川までお気軽にご相談下さい。

電話：082-923-1116

対応日時：平日 9:00~16:00

また、ご意見箱への投書も受け付けておりますのでご利用下さい。

11、非常災害対策

当施設は消防計画等の防災計画に基づき、年に2回以上の避難・救助訓練を行っています。

12、研修体制

当施設は従業者の質的向上を図るため、採用時研修、継続研修を実施し、また、業務形態の整備を行っています。

13、秘密の保持

- ①当施設は正当な理由がない限り、利用者及び連帯保証人に関する情報を第三者に漏らしません。
- ②サービス担当者会議等において、サービス計画作成等のために利用者及び連帯保証人の個人情報を用いることについては、「重要事項説明書の了承ならびに個人情報の共有に関する同意書」をもって利用者及び連帯保証人の同意を得ることとします。

14、サービス提供記録の開示

利用者の求めまたは同意があれば、そのサービス提供記録を開示いたします。

15、食事の提供

各食事の配膳時刻は以下の通りです。

- ・朝食 7：30
- ・昼食 12：00
- ・夕食 18：00

16、施設利用にあたっての留意事項

- ①全館禁煙です。ご協力下さい。
- ②騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- ③面会時には所定の手続をお願いします。
- ④許可なく外出・外泊をしないで下さい。
- ⑤施設内での営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を禁止します。
- ⑥医師や看護職員、介護職員などの職員の指示に従うこと
- ⑦その他、病院の規則に従うこと。

令和6年4月1日現在
介護医療院施設
桜田病院介護医療院